

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2019.4.8 アスマラ で (同日)	日本側 石川啓貴在エリトリア大使館一等書記官 エリトリア側 キオルギス・テクレミカエル国家開発大臣	2019.4.18 132号
エリトリア	エリトリア国政府に対する贈与に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	150,000 千円 -----	2019.10.29 アスマラ で (同日)	日本側 片山芳宏在エリトリア臨時代理大使 エリトリア側 ギオルギス・テクレミカエル国家開発大臣	2019.11.19 218号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。